令和 7 年度（2025 年度）｜要望書に基づく開催報告

こども家庭庁・全通連
意見交換会

「母子保健から子育て支援、発達支援の仕組みの
充実に向けてのお願い」に基づく意見交換

日　時　2026 年 1 月 26 日（月）

会　場　こども家庭庁 会議室

全国発達支援通園事業連絡協議会（全通連）は、2025 年度要望書を議題の柱として、こども家庭庁の関係各課と意見を交わしました。本報告では、要望の内容、当日の説明・意見交換、今後も確認すべき事項を分けて整理しています。

全国発達支援通園事業連絡協議会（全通連）

https://zenturen.g1.xrea.com/

要望書を起点とした意見交換

全通連は、乳幼児期から切れ目なく発達を支える地域の仕組みを整えるため、2026 年 1 月 26 日付で「母子保健から子育て支援、発達支援の仕組みの充実に向けてのお願い」を取りまとめました。本会は、この要望書の 7 分野・23 項目を議題の柱として行ったものです。

本報告の位置づけ

要望書、当日の音声記録、文字起こしデータ、既存報告書を照合し、HP 掲載用に発言趣旨を再構成しました。逐語録でも、こども家庭庁による正式な回答書・決定通知でもありません。会議時点の説明と意見交換の内容です。

要望書の 7 分野と当日の取扱い

区分	要望分野	当日の主な取扱い
Ⅰ	児童発達支援の在り方	表記、処遇、社会福祉事業としての位置づけを中心に説明・意見交換
Ⅱ	児童発達支援センターの地域支援機能	0 歳期からの支援、5 歳児健診、地域連携を議論。一部は継続確認
Ⅲ	障害児支援における研修体系	教材、段階的研修、保育所等訪問支援員の研修を中心に説明
Ⅳ	母子保健との連携	こども家庭センターとの連携、5 歳児健診前の協議を議論
Ⅴ	保育と障害児支援の連携	併設実態、並行利用、5 歳児健診、こども誰でも通園制度を議論
Ⅵ	都道府県の役割	人材育成・地域差を議論。個別施策は継続確認
Ⅶ	教育・インクルージョン	教員養成、通常の保育・教育環境の見直しを問題提起

開催概要

項目	内容
名称	令和 7 年度（2025 年度）こども家庭庁・全通連 意見交換会
日時	2026 年 1 月 26 日（月）
会場	こども家庭庁 会議室
提出資料	「母子保健から子育て支援、発達支援の仕組みの充実に向けてのお願い」
進行	前半：母子保健・虐待防止・保育政策を含む意見交換／後半：障害児支援課との意見交換

出席者

全通連側の出席者は以下のとおりです。役職・所属は開催当時。敬称略。

役職	氏名	都道府県	所属
会長	**近藤直子**	愛知県	あいち障害者センター
副会長	**豊留かく子**	宮崎県	都城こども療育センターひかり園
副会長	**吉田文子**	東京都	東久留米市立わかくさ学園
副会長	**沖津美奈子**	宮城県	仙台市なかよし学園・あおぞらホーム
事務局長	**田中一旭**	大分県	こども発達支援センターもも
事務局次長	**加藤淳**	愛知県	活動センターねーぶる
会計	**堀之内真理子**	鹿児島県	伊佐市子ども発達支援センターたんぽぽ
顧問	**田村智佐枝**	宮崎県	NPO 法人 SUN クラブひまわり
オブザーバー	**松元寛**	宮崎県	宮崎市総合発達支援センター
オブザーバー	**夏田美由紀**	宮崎県	延岡市障がい福祉課
オブザーバー	**楠本菜々**	宮崎県	延岡市障がい福祉課

こども家庭庁側

既存報告書の記載に基づき整理。敬称略。

所属課	出席者
障害児支援課	鈴木補佐、縄田
母子保健課	末次、中村
虐待防止対策課	阿南
保育政策課	寺嶋

要望 I ｜児童発達支援の在り方

制度の名称や書類の言葉、職員処遇、事業の法的位置づけは、支援を受ける家族の受け止めと、現場が人材を確保し継続して支援する力に直結します。

要望書で示した事項

- 障害者基本法第 17 条の「障害者である子ども」を「障害のある子ども」へ改めること。
- 通所支援受給者証の申請書類から「障害児」を外し、「発達支援」等の表現へ改めること。
- 保育所保育士・障害児入所施設の人件費改定と同様に、障害児通所支援の職員についても改定すること。
- 消費税の課税対象となっている障害児支援関連事業を、社会福祉法上の社会福祉事業に位置づけること。

当日の説明・意見交換

表記　自治体が申請書類の表現を工夫できる例を示している一方、法令や国の制度・システム全体に関わる変更は直ちに実施しにくく、継続検討が必要との説明がありました。全通連からは、制度利用の入口で保護者が受ける心理的負担も踏まえた見直しを求めました。

処遇　同じ保育士資格であっても、保育分野の公定価格改善が障害児通所支援には同様に届きにくく、採用や定着に影響している実態を伝えました。障害児支援をこども政策の中に明確に位置づけ、処遇格差を解消する必要性を共有しました。

法的位置づけ　相談、巡回、スーパーバイズ等の事業が契約形態により消費税の課税対象となる場合があり、地域支援を担う法人の負担になっていると説明しました。こども家庭庁からは、他制度にも関係する課題であるとの説明がありました。

今後の確認事項

表記変更、処遇改善、社会福祉法上の位置づけはいずれも、この場で制度改正が決まったものではありません。所管間の調整状況と具体的な検討経過を継続して確認します。

要望 II ｜児童発達支援センターの地域支援機能

児童発達支援センターには、通所支援だけでなく、乳幼児期から地域の保育・母子保健・医療をつなぎ、身近な場を支える中核機能が求められます。

要望書で示した事項

- 明確な障害や医療的ケアのあるこどもが 0 歳期から通所できるセンターの整備、家庭訪問による療育、病院からこども家庭センター等への紹介、1 か月児健診後の紹介、サポートプランの好事例を示すこと。
- 3 歳未満児を含め、園に在籍する診断のあるこどもや「気になる」こどもを支えるため、地域支援部門の報酬を大幅に増額すること。
- 5 歳児健康診査後の児童発達支援センターの役割を明確にし、既存事業以外も含めた施策を示すこと。
- こども家庭センターと児童発達支援センターを軸とする地域の乳幼児部会に、児童発達支援事業所・障害児相談支援事業所の参加を位置づけること。
- 地域の役職者・関係者が障害理解を深める講演会・講座の仕組みを整えること。

当日の説明・意見交換

0 歳期からの支援　全通連は、とりわけ 0〜2 歳の親子を早期に支える重要性と、こども家庭センター、医療、児童発達支援センターが切れ目なくつながる必要性を伝えました。自治体の連携実践も共有されました。

5 歳児健康診査後の支援　地域の規模、専門職、既存の連携体制に応じて実施方法を組み立てる考えが示されました。健診と地域支援をつなぐ取組として「発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業」が紹介され、園や保健センター等への専門職派遣が想定されているとの説明がありました。

地域資源への集中　健診後の相談や教室が児童発達支援センターへ集中し、既存の巡回支援や療育を圧迫する地域の実例を伝えました。センターへこどもを集めるだけでなく、こどもが日常を過ごす園を支える体制が必要です。

今後の確認事項

0 歳児・医療的ケア児の具体的な受入れ体制、病院・健診からの紹介、サポートプランの好事例、地域支援部門の報酬増額、乳幼児部会への参加の制度化、障害理解の講演・講座については、当日は具体的な回答まで確認できませんでした。

要望III｜障害児支援における研修体系

支援の質を地域や事業所任せにせず、入職時から中核人材まで継続して学べる全国的な仕組みを整えることを求めました。

要望書で示した事項

- 国の研修テキスト・動画教材の作成と、その実施主体・委託先を明らかにすること。
- 障害児支援の職員が継続して研修を受けられる国の方策を示すこと。
- 障害児相談支援専門員の研修体系に関する課題を整理し、改善すること。
- 保育所等訪問支援員に必要な研修を整備すること。

当日の説明・意見交換

教材　会議では、現行の動画・教材は日本総研が作成し、国・都道府県等の関係者を含む検討の場で内容を確認しているとの説明がありました。ここでの記載は、会議時点の説明を要約したものです。

段階的な研修　令和 9 年度から、基礎、実践、中核人材の順に 3 年間で段階的に整備する方向性が説明されました。都道府県が実施状況を把握し、国へ還元して教材・研修を改善する循環が想定されています。

保育所等訪問支援　訪問支援員も障害児支援従事者の基礎的な研修の対象に含む考えが示されました。一方、訪問支援に特化した独立研修は現時点で予定しておらず、令和 6 年度のガイドラインや調査研究も踏まえて質を高めるとの説明でした。

現場から伝えた課題

保育所等訪問支援では、訪問者が園や学校を一方的に評価する形になり、受入先との信頼を損なう例も報告されました。訪問先と協働して環境を整えるための対話力、アセスメント、役割理解を研修内容に明確に位置づける必要があります。

今後の確認事項

障害児相談支援専門員の研修体系については、当日は具体的な回答まで確認できませんでした。段階的な新研修の制度設計と併せて、引き続き確認します。

要望Ⅳ｜母子保健との連携

発達上の支援が必要な親子を早期に把握するだけでなく、母子保健から日常の子育て・発達支援へ途切れずつなぐ仕組みが必要です。

要望書で示した事項

- 保健師の学区担当制や、0 歳児親子が継続して参加できる教室をこども家庭センターが運営し、児童発達支援センターと共同する仕組みを整え、先進事例を示すこと。
- 5 歳児健康診査の実施前に、保育・幼児教育、児童発達支援センター等と地域の実施体制を協議すること。

当日の説明・意見交換

こども家庭センター　母子保健と児童福祉の担当者が近い場所で働き、必要に応じて同行訪問する自治体の実践が紹介されました。組織を統合するだけでなく、専門職配置、日常的な情報共有、役割調整が重要です。

5 歳児健康診査前の協議　健診の実施主体だけで完結させず、母子保健、保育・幼児教育、障害児支援、就学支援の関係者が地域の実情に応じて事前に協議する必要性について、認識が共有されました。

健診の目的　園が日常から把握しているこどもの情報を健診で重ねて確認するだけではなく、何のために行い、結果を園や家庭での支援にどう生かすのかを先に設計する必要があると伝えました。

今後の確認事項

保健師の学区担当制、継続的な 0 歳児親子教室、児童発達支援センターとの共同運営については、制度としての具体的な回答までは確認できませんでした。地域の実践例も集めながら継続して要望します。

要望Ⅴ｜保育と障害児支援の連携

こどもが保育所等と児童発達支援を行き来しても、支援方針が分断されず、今いる場で安心して育つことのできる連携を求めました。

要望書で示した事項

- 保育所と児童発達支援事業所等の併設実態と、国の調査結果を示すこと。
- 保育所等と児童発達支援事業所等を並行利用するこどもへの支援を、今後どのように位置づけるか示すこと。
- 5 歳児健康診査で「要支援」とされたこどもを、保育の場で支える施策を示すこと。
- こども誰でも通園制度において、障害や医療的ケアのあるこどもについて、必要に応じて児童発達支援の利用へつなぐ考え方を整理すること。

調査データから見える施設形態

施設形態	施設数	割合
保育所等のみ	5,266 施設	94.2%
児童発達支援事業所等を同一敷地内に設置	32 施設	0.6%
児童発達支援事業所等を同一建物内に設置	50 施設	0.9%
児童発達支援事業所等を近接・隣接して設置	67 施設	1.2%

出典：令和 6 年度「インクルーシブ保育の在り方等に関する調査研究」（回答 5,591 施設）。会議中に紹介された調査結果を公式報告書で確認。

同一敷地・同一建物・近接配置はいずれも少数でした。施設を併設するかどうかにかかわらず、保育所等と児童発達支援事業所等が、保護者の理解を得て直接情報を共有し、支援方針やアセスメントを日常の保育へ生かす仕組みが必要です。

要望Ⅴ｜当日の主な論点

並行利用と施設支援

保護者が連絡帳や口頭で情報を運ぶだけでは、保育と発達支援が別々の方針となり、こどもを戸惑わせる可能性があります。保育所等訪問支援、自治体の巡回支援、児童発達支援センターの中核機能を整理し、こどもを専門機関へ移すのではなく、現在の保育環境を整えるために専門性を活用することを求めました。

5 歳児健康診査後の支援

- 健診結果が、園から専門機関へ送り出す「お墨付き」になれば、インクルージョンと逆行すること。
- 地域資源が限られる場合、健診後の相談・教室が児童発達支援センターへ集中し、既存の支援を圧迫すること。
- 5 歳児の多くは園で生活しているため、親子を集める事後教室だけでなく、こどもが日常を過ごす園への支援が重要であること。

こども家庭庁からは、自治体の体制に応じた実施方法、5 歳児健診ポータルやマニュアル、地域の事例を示しているとの説明がありました。健診を「こどもを見つける仕組み」にせず、今いる地域・園で支える入口とする必要があります。

こども誰でも通園制度

児童発達支援センターが実施主体となろうとした際、認可外保育施設としての届出や多くの書類整備が必要となり、申請を断念した事例が報告されました。全通連は、安全・質を確保しつつ、既存の指定・専門性を評価し、重複手続を見直すよう求めました。

会議時点の説明　制度の全国実施後の状況を把握しながら、障害のあるこどもの受入れや加配、実施主体の要件を検討し、担当部門へ論点を共有するとの説明がありました。

今後の確認事項

並行利用時の情報共有の制度的位置づけ、5 歳児健診後に保育の場を支える具体策、こども誰でも通園制度から児童発達支援へ適切につなぐ運用と重複手続の見直しを継続して確認します。

要望Ⅵ｜都道府県の役割

市町村だけでは蓄積しにくい専門性や、小規模自治体を支える人材育成を、都道府県の役割として明確にすることを求めました。

要望書で示した事項

- 難聴、視力障害、希少障害、外国につながるこども等、市町村の児童発達支援センターだけではノウハウを蓄積しにくい分野を、都道府県が支援すること。
- 小規模自治体を支えるため、都道府県が人材育成・研修を担う「障害児等療育支援事業」を社会福祉法上に位置づけること。

当日の説明・意見交換

研修の実施状況を都道府県が把握し、国へ還元して内容を改善するという方向性が説明されました。また、地域支援事業を社会福祉法上に位置づける要望については、税制や他制度にも関係する論点として意見を交わしました。

今後の確認事項

難聴・視力障害・希少障害・外国につながるこどもへの都道府県の具体的な支援策と、「障害児等療育支援事業」の法的位置づけについては、当日は具体的な回答まで確認できませんでした。

関連して出された実務課題

基準人員と加配職員の配置、有給休暇取得時の取扱い、加算算定について、自治体や監査担当者により解釈が異なるとの問題提起がありました。職員の休暇を保障しながら適切な配置を維持できるよう、判断基準の明確化と運用の統一が求められます。

要望Ⅶ｜教育・インクルージョン

障害児支援を専門機関だけの課題とせず、通常の保育・教育環境そのものを見直し、誰もが共に育つ条件を整えることを求めました。

要望書で示した事項

- 教員養成の段階で、児童福祉施策を学ぶ機会を設けること。
- 不登校、特別支援教育の対象となるこども、「気になる」こどもの増加を踏まえ、インクルージョン推進のため、保育所・幼稚園・通常教育のクラス定数と教育内容を見直すこと。

当日の意見交換

教育と福祉の連携　国の関係省庁による通知や連携の趣旨が、教育委員会だけで止まらず学校現場まで届くこと、教員養成・保育士養成の段階から、こどもの生活、家庭背景、障害、虐待等を横断的に学ぶことの必要性を伝えました。

環境を変える視点　「困ったこども」を見つけて特別な枠へ移すのではなく、「こどもが今の環境で困っている」と捉え、通常の集団や環境を整える必要性を共有しました。クラス定数の見直しは、個別支援と同時に進めるべき基盤整備です。

今後の確認事項

教員養成への児童福祉施策の位置づけ、クラス定数・教育内容の具体的な見直しについて、この場で結論は示されませんでした。文部科学省を含む関係部局との連携状況を継続して確認します。

横断的な論点｜保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、要望Ⅲの研修、要望Ⅴの並行利用、要望Ⅶの教育・インクルージョンをつなぐ重要な制度です。事業所数が増える一方、訪問先との関係づくりや支援の質が課題となっています。

現場から伝えた課題

- 保護者との個別契約を背景に、訪問者が園や学校の実践を一方的に評価・指摘し、受入先が負担や不信を感じる例があること。
- 訪問者個人の力量や対話力に左右され、支援の目的、苦情や評価の経路が分かりにくいこと。
- 制度への理解不足から学校等が受入れを制限する地域がある一方、質の低い訪問が制度全体への信頼を損なうこと。

整理が必要な３つの点

人材育成　訪問先と協働する対話力、集団・環境のアセスメント、こども中心の支援計画を研修で扱うこと。

役割分担　個別給付としての保育所等訪問支援、自治体等による巡回支援、児童発達支援センターの中核機能による施設支援を、地域の中で相互補完的に整理すること。

教育との連携　制度の趣旨を学校現場まで届け、受入れ側と訪問側が目的・進め方・評価を共有できること。

訪問支援の中心

専門職が一方的に「正解」を教えるのではなく、こどもが過ごす場の職員と一緒に、こどもの困りと環境を見立て、実行できる支援をつくることが制度の信頼につながります。

要望書に基づく意見交換のまとめ

今回の意見交換では、要望書の 7 分野を通じ、母子保健、保育、教育、障害児支援を、こどもの生活を中心に結び直す必要性を確認しました。以下は正式な制度決定ではなく、説明や議論から見えた方向性です。

- **健診後の支援を先に設計する：**5 歳児健康診査は、実施率だけでなく、園・家庭・専門機関が連携して支援を継続できる体制までを一体で考える。
- **今いる場で支える：**健診やアセスメントを、排除や専門機関への移行の根拠ではなく、日常の保育・教育環境を整えるために用いる。
- **保護者任せの連携から転換する：**保育所等と児童発達支援事業所等が、保護者の同意のもとで直接対話し、支援方針を共有できる仕組みを整える。
- **制度を地域の中で組み合わせる：**保育所等訪問支援、巡回支援、中核機能、こども家庭センター等を、重複なく相互補完的に運用する。
- **支援を担う人を守り育てる：**処遇格差、人材確保、研修、休暇取得時の配置などを一体的に捉え、専門職が働き続けられる基盤を整える。
- **ラベルではなく、こどもの生活を見る：**診断や区分だけで判断せず、こどもが何に困り、環境をどう変えれば安心して過ごせるかを関係者で考える。

早期支援が未来につながった一例

会議の中で紹介された実践

幼少期に児童発達支援を利用し、丁寧な関わりの中で育ったこどもが成長し、現在は保育士として同じ法人で働いている事例が紹介されました。早期支援は、その時の困りを軽くするだけでなく、本人の将来の選択や、次の世代のこどもを支える力につながり得ます。

今後に向けて

全通連は、今回具体的な回答まで確認できなかった事項も含め、会員施設・各地域の実践から好事例と運用上の課題を集約します。こども家庭庁から事例提供や調査協力を求められた際には現場の声を届け、要望事項の検討状況を継続して確認します。こどもと家族が制度の狭間に置かれず、身近な地域で安心して暮らせるよう、今後も関係機関との対話を重ねます。